

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第43号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動別表項に対応する移動後別表項が存在しない場合には当該移動別表項（以下「削除別表項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示及び削除別表項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>魚沼基幹病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(7) <u>医科</u> <u>5,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>歯科</u> <u>3,300円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(7) <u>医科</u> <u>2,750円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>歯科</u> <u>1,650円</u></p> <p>(2) <u>燕労災病院</u></p> <p>ア <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(7) <u>医科</u> <u>7,700円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>歯科</u> <u>5,500円</u></p> <p>イ <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(7) <u>医科</u> <u>3,300円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>歯科</u> <u>2,090円</u></p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 （略）</p> <p>18 （略）</p> <p>19 （略）</p> <p>20 （略）</p>	<p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>1 選定療養費</p> <p>(1) <u>初診時</u></p> <p>ア <u>医科</u> <u>5,500円</u></p> <p>イ <u>歯科</u> <u>3,300円</u></p> <p>(2) <u>再診時</u></p> <p>ア <u>医科</u> <u>2,750円</u></p> <p>イ <u>歯科</u> <u>1,650円</u></p> <p>2～16 （略）</p> <p>17 <u>体外受精料</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>採卵</u> <u>1件につき</u> <u>67,490円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>採卵及び培養</u> <u>1件につき</u> <u>98,530円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>採卵から胚移植まで</u> <u>1件につき</u> <u>122,640円</u></p> <p>18 <u>人工受胎法施術料</u> <u>1件につき</u> <u>5,500円</u></p> <p>19 （略）</p> <p>20 （略）</p> <p>21 （略）</p> <p>22 （略）</p>

- 21 (略)
- 22 (略)
- 23 (略)
- 24 (略)
- 25 (略)
- 26 (略)
- 27 (略)
- 28 (略)
- 29 (略)
- 30 (略)
- 31 (略)
- 32 (略)
- 33 (略)
- 34 (略)
- 35 (略)
- 36 (略)
- 37 (略)
- 38 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号ア(7)	5,500円	5,000円
1の項第1号ア(イ)	3,300円	3,000円
1の項第1号イ(7)	2,750円	2,500円
1の項第1号イ(イ)	1,650円	1,500円
1の項第2号ア(7)	7,700円	7,000円
1の項第	5,500円	5,000円

- 23 (略)
- 24 (略)
- 25 (略)
- 26 (略)
- 27 (略)
- 28 (略)
- 29 (略)
- 30 (略)
- 31 (略)
- 32 (略)
- 33 (略)
- 34 (略)
- 35 (略)
- 36 (略)
- 37 (略)
- 38 (略)
- 39 (略)
- 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項第1号ア	5,500円	5,000円
1の項第1号イ	3,300円	3,000円
1の項第2号ア	2,750円	2,500円

2号ア (イ)				
1の項第 2号イ (ア)	3,300円	3,000円	1の項第 2号イ	1,650円 1,500円
1の項第 2号イ (イ)	2,090円	1,900円		
(略)				
19の項	(略)		21の項	(略)
25の項	(略)		27の項	(略)
26の項第 1号	(略)		28の項第 1号	(略)
33の項	(略)		35の項	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表中17の項及び18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項から40の項までを2項ずつ繰り上げる改正並びに別表備考の表の改正(「21の項」、「27の項」、「28の項第1号」及び「35の項」を改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。